

物流の適正化・生産性向上に向けた取組に関するご案内

謹啓

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素より、弊社業務に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「物流の2024年問題」への対応を加速することを目的として、経済産業省、農林水産省、国土交通省の連名で、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」が策定されているところであり、弊社として、トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、関係省庁から示されたガイドライン等に沿って、物流の適正化・生産性向上を図るための対策を講じていくため、下記のとおりご案内いたします。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

謹白

I 差出計画書提出に関する要請事項

- 別紙「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」に基づき、効率的な物流を実現するために、**郵便局構内における荷待ち目標時間を2時間以内（1時間以内努力目標）**に設定し、更なる時間短縮に努めてまいります。つきましては、荷待ち時間を短縮するために、事前に、差出日や差出時間変更調整をお願いさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- 荷待ち時間を短縮していくため、第一種郵便物、第二種郵便物及び第三種郵便物の料金割引郵便について、差出事業所（郵便局）が必要と判断する場合※1は、その事業所の要請により、**差出計画書を10日前までにご提出※2**いただきますようお願いいたします。なお、差出計画書には必ず**ご希望の差出日時を記載**願います。差出計画書をご提出いただけない場合や差出計画書に差出日時の記載がない場合等は、構内輻輳のためトラックの構内への入庫をお控えいただく場合がございますのでご了承願います。
※1 1回の差出につき概ね5,000通以上の差出の場合を予定しています。なお、種別、形状によっては別に差出事業所（郵便局）から基準通数をお知らせします。また、従前から1回の差出につき概ね5,000通以下の差出の場合でも差出計画書をご提出いただいている場合は引き続きご提出いただくようご理解・ご協力をお願いいたします。
※2 **特約運賃によるゆうメールの引受は、貴社との契約に基づき、差出計画書を提出**願います。

II 差出方法に関する要請・依頼事項

- 広告郵便物、特割等利用者区分郵便物の輸送容器作成方法（要請）
広告郵便物、特割等利用者区分郵便物（料金割引郵便物）の引受に関して、内国郵便約款料金表第3表項番1及び2に基づき、**差出事業所（郵便局）が必要と認める時は、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器を、差出事業所が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめて差出いただくよう強く要請**させていただく場合がございますので、ご了承願います。郵便区番号ごとにまとめての差出を指示する場合の基準（方面別通数等）は別にお知らせいたします。
つきましては、差出事業所（郵便局）から、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器について郵便区番号ごとにまとめて差出いただくよう強く要請させていただいた場合は、遵守いただけますようお願いいたします。
- 広告郵便物、特割等利用者区分郵便物の輸送容器へのパレット明細作成方法（依頼）
パレットに積載されている郵便物の郵便番号帯が外形上、明瞭に把握できるよう明細紙片を添付いただく等、ご協力願います。

以上

参考：内国郵便約款 料金表

第3表 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金割引

1 広告郵便物の料金割引

- (1) 広告郵便物の見本の提出等
(略)

- (2) 同時に差し出されたものの料金割引

次に掲げる条件を満たす広告郵便物の料金については、その合計額（第1表の第2の1（基本料金）若しくは第2の2（特別料金）又は第2表の第2（料金額）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下第3表において同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

ア～ウ（略）

エ 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出時刻、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注2) エの当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出時刻、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1・2（略）
- 3 郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものであること。
- 4（略）
- 5 次のいずれかに該当する場合には、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器を、差出事業所が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。
- (1) この（注2）の1の書面又は電磁的記録媒体を添えるものであるとき。
- (2) 差出事業所が必要と認めるとき。
- 6 差出事業所が必要と認めるときは、その事業所が指示するところにより、その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して10日前の日（その事業所がその郵便物の引受けに関する事務に支障がないと認める場合にあつては、その事業所が指定する日）までに、差し出そうとする郵便物の概数その他その事業所が指示する事項を記載した書面を提出し、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。

7～10（略）

- (3) 1か月内に差し出されたものの料金割引

(2)のイ及びウに掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たす広告郵便物で、1か月内に差し出されたものの料金については、その総計額（1か月内に差し出されたその郵便物について第1表の第2の1（基本料金）若しくは第2の2（特別料金）又は第2表の第2（料金額）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この(3)において同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

ア（略）

イ 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出事業所、差出時刻、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注) イの当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出事業所、差出時刻、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1 (2)の(注2)の1及び3から10までに掲げる条件を満たすものであること。

2・3（略）

2 区分郵便物の料金割引

定形郵便物、定形外郵便物、通常葉書又は往復葉書のうち、広告郵便物以外の区分郵便物（郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものの又は差出事業所が指定するところにより郵便区番号ごとに区分したものの（郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものを除きます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）であつて、次に掲げる条件を満たすものの料金については、その合計額に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

- (1) (略)

(2) 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注) (2)の当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

1～3 (略)

4 次のいずれかに該当する場合には、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器を、差出事業所が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。

(1) この(注)の1の書面又は電磁的記録媒体を添えるものであるとき。

(2) 差出事業所が必要と認めるとき。

5 差出事業所が必要と認めるときは、その事業所が指示するところにより、その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して10日前の日(その事業所がその郵便物の引受けに関する事務に支障がないと認める場合にあっては、その事業所が指定する日)までに、差し出そうとする郵便物の概数その他その事業所が指示する事項を記載した書面を提出し、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。

6～7 (略)

第4表 第三種郵便物の料金 第3 料金割引

1 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額(同時に差し出されたその郵便物について第2(料金額)の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この第3において同じとします。)に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割引きます。

(1) 略

(2) 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注) (2)の当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

1・2 (略)

3 郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものであること。

4 (略)

5 差出事業所が必要と認めるときは、把束した郵便物又は郵便物を納入した容器を、その事業所が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。

6 差出事業所が必要と認めるときは、その事業所が指示するところにより、その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して10日前の日(その事業所がその郵便物の引受けに関する事務に支障がないと認める場合にあっては、その事業所が指定する日)までに、差し出そうとする郵便物の概数その他その事業所が指示する事項を記載した書面を提出し、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。

7・8 (略)